



みどり 水里ネット 児島湾 だより

第182号

令和4年12月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



児島湾締切堤防排水樋門耐震化工事の様子

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区	(086)263-5244 (FAX)
総務課	(086)262-0175
	下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
	Eメール: kojimawan_main@chive.ocn.ne.jp
総務課会計係	(086)262-3919
	会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176
	(086)262-0180(アナログ回線)
	維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
施設管理課	(086)262-0310
	基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)
	藤田用水管理事業全般
農村整備課	(086)262-0177
	土地改良事業全般(工事関係)
堤防管理事務所	(086)267-3002
	(086)267-3001 (FAX)
	児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶	2
臨時総代会開催	3
令和3年度一般会計決算状況	4
令和3年度藤田用水決算状況	5
令和3年度操作作業決算状況	5
土地改良区の財産状況	6
令和3年度土地改良事業実績	7
締切堤防耐震工事について	8
保有個人データに関する事項の公表等について	9
特集記事(児島湾締切堤防について)	10
地区及び組合員の状況	14
組合員の皆様へお願い	15
転用等、地区除外に伴う決済金	16

「令和 4 年度 第 1 回臨時総代会 理事長挨拶」

令和 4 年 10 月 13 日

理事長 宮 武 博



令和 4 年度第 1 回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、本日の臨時総代会は、コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点から通常開催ではなく書面での議決といたしました。令和 2 年度の第 1 回臨時総代会から数えて、5 回連続の書面議決での開催となり誠に不本意ではありますが、万が一の感染リスクを考えますと、やむを得ない決断であったとご理解いただきますようお願いいたします。

本日の総代会は議案第 2 号といたしまして、第 5 区選出の日笠 享理事のご逝去にともなう役員選挙を定款及び役員選挙規程に基づき執行いたします。ご協力のほど、よろしくお願

いたします。

さて、世界的なコロナウイルス感染症蔓延の収束も見えない中、ロシア軍によるウクライナ侵攻により、もともと傷ついていたサプライチェーンが更に傷つき世界的な物不足によるインフレが進んでいます。あまりのインフレ率の高さに、アメリカ連邦準備制度理事会のパウエル議長は、景気後退のリスクを考慮してもインフレ抑制が最優先との考えのもと、今年に入って 9 月末までにすでに 5 回の利上げを断行しています。この影響により、為替市場ではドルの一人勝ちが進んでいます。円安が加速し、もともと物不足の上に円安の影響で輸入品が高騰し、庶民の暮らしはますます苦しいものになっています。早く世界情勢が正常化し、日本社会もコロナ以前に戻る事を願っています。

世界的に激動の年となっている今年ですが、天候の方も激しい異常気象にみまわれており、中国やドイツでは世界有数の大河の水量が激減し大きな影響が出ています。一方、日本では 8 月初旬に東北地方を中心に線状降水帯が発生し、大きな被害をもたらしました。そして更に、9 月 18 日に台風 14 号が日本の観測史上 4 番目の勢力で鹿児島県に上陸した時には、大きな被害の可能性を想定し緊張しましたが、その後は勢力を徐々に失いながら日本列島に沿って進みました。翌 19 日、岡山県に最接近しましたが、幸いなことに当地では大きな被害が出なかったと聞いております。

我々が住む地域は干拓地であり、児島湾土地改良区が県からの操作管理を受けている児島湾締切堤防と 21 箇所ポンプ場によって域内の水位を管理することにより水害を未然に防ぐとともに、当地区農業の高い生産性を支えています。児島湖に流れ込む河川の流域人口は 60 万人以上にもなりますが、その水を海に排水する方法は、児島湾締切堤防の樋門操作によってのみでしか出来ませんが、その水を海に排水する方法は、児島湾締切堤防の樋門操作によってのみでしか出来ませんが、児島湾締切堤防がいかに重要な役割を果たしているかがお解りいただけるかと思えます。この施設が南海トラフ地震等により機能不全あるいは損壊しないよう、たとえ被害を受けても早期に復旧出来るよう、現在、国による締切堤防施設の耐震化事業が実施されており、我々としては早期の完工を強く要望しているところです。

当改良区が携わる施設の重要性を役職員ともに認識し農家組合員の附託にこたえる為、全力で取り組んで参ります。総代の皆様には、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが本総代会でのご挨拶とさせていただきます。

◇ 令和 4 年度第 1 回臨時総代会の開催について

令和 4 年度第 1 回臨時総代会が、令和 4 年 10 月 13 日（木）本土地改良区 4 階大会議室において、開催されました。本総代会も前回の通常総代会と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として書面による表決を実施し、書面参加 62 名を含む 73 名の総代が出席されました。当日の議長には「藤原安生」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、11 議案が賛成多数で原案のとおり承認並びに可決されました。提出議案は次のとおりです。

I. 議 案

- 議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に伴う書面議決の導入について
- 議案第 2 号 役員（理事）の補欠選挙について
- 議案第 3 号 令和 3 年度事業報告の承認について
- 議案第 4 号 令和 3 年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 5 号 令和 3 年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 6 号 令和 4 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 7 号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 8 号 令和 4 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 9 号 令和 4 年度一般会計収支補正予算の議決について
- 議案第 10 号 令和 4 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 11 号 令和 4 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について

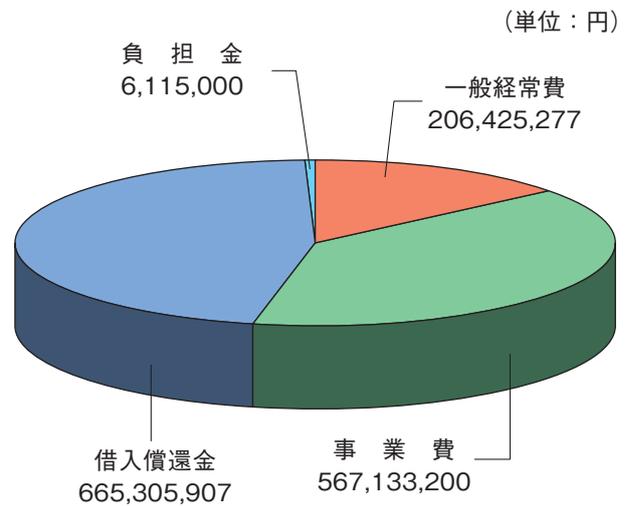
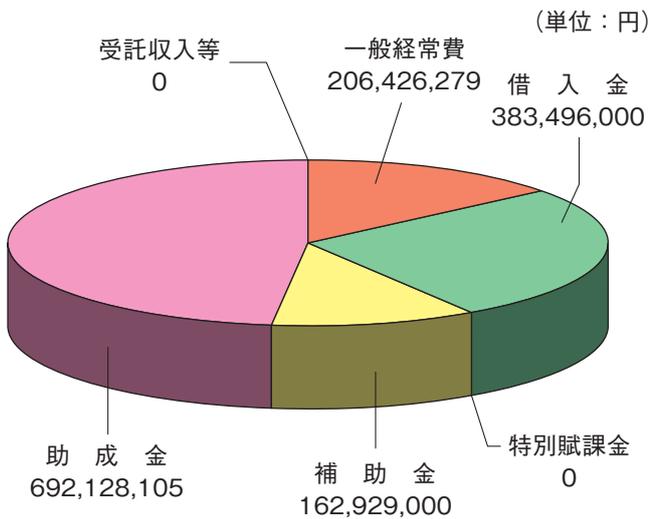
児島湾土地改良区の令和 3 年度の業務及び財産の状況等について、令和 4 年 2 月 10 日に中間監査、令和 4 年 8 月 16 日～18 日の 3 日間にわたり決算監査を実施した結果、適正であると認め、同年 10 月 13 日開催の第 1 回臨時総代会において同内容を総括監事が報告しました。

◇ 令和 3 年度 一般会計 決算 について

【全 体】

収入合計 1,444,979,384円

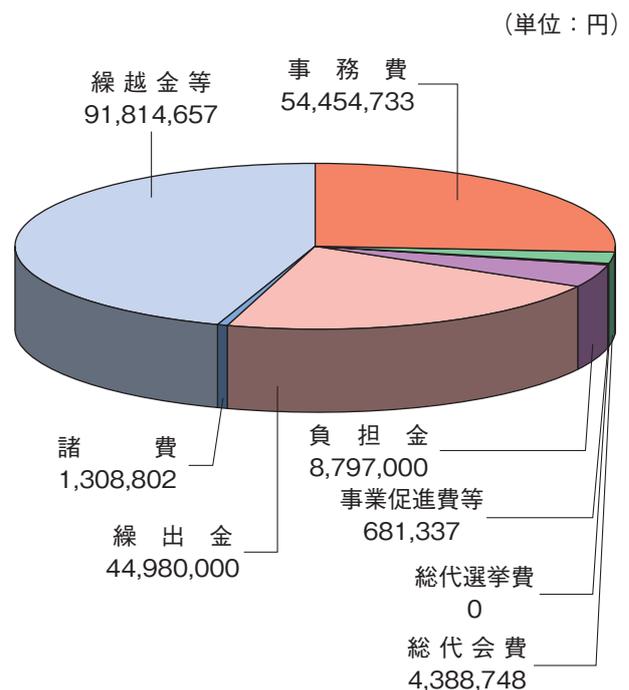
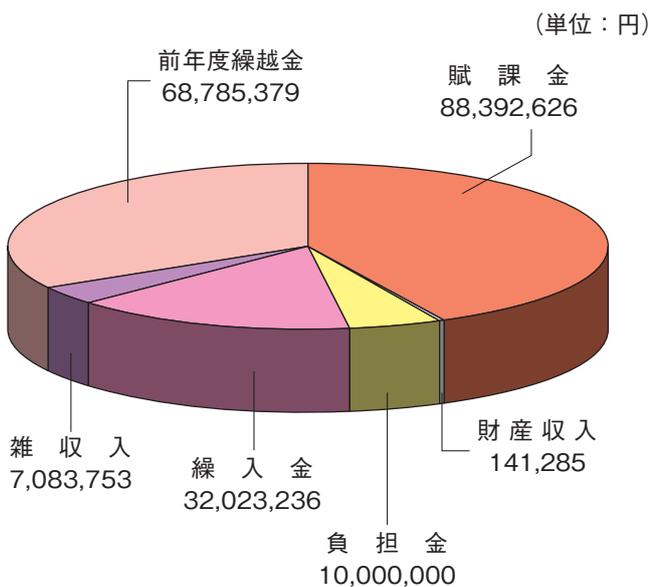
支出合計 1,444,979,384円



【一般経常費の内訳】

収入合計 206,426,279円

支出合計 206,425,277円



◇ 令和 3 年度 藤田用水管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	2,704,766
作業受託収入	83,050,000
管理賦課金	16,113,996
繰入金	2,300,000
雑収入	268,086
合 計	104,436,848

[支出]

(単位：円)

科 目	基幹水利施設	藤田用水	そ の 他
点検整備費	1,146,200	55,000	
施設管理費	30,081,008	9,800,000	
施設費	1,160,736	561,016	
調査費	257,125		
諸油脂費	97,422	75,260	
整備補修費	8,839,710	2,443,000	
電力費	37,979,615	2,081,358	
諸 費	1,614,800	934,838	224,872
整備積立金		2,412,317	
消費税	1,873,384	51,207	
小 計	83,050,000	18,413,996	224,872
次年度繰越金			2,747,980
合 計			104,436,848

◇ 令和 3 年度 特別会計 児島湾 締切堤防樋門閘門操作等作業委託収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
前年度繰越金	3,056,903
作業受託収入	388,578,000
雑収入	156,012
繰入金	0
計	391,790,915

収入支出差引残額 金 3,114,211 円は、
令和 4 年度に繰り越す。

[支出]

(単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	そ の 他	計
点検整備費	1,125,588	6,157,765			7,283,353
施設管理費	110,864,836	23,071,163			133,935,999
施設費	5,146,566	16,188,819	2,831,996		24,167,381
調査費	59,268				59,268
諸油脂費	92,551	674,599			767,150
整備補修費	0	141,311,390			141,311,390
電力費	5,764,605	63,923,549		938,471	70,626,625
消費税				10,426,834	10,426,834
諸 費				98,704	98,704
計	123,053,414	251,327,285	2,831,996	11,464,009	388,676,704

◇令和 3 年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。

(令和 4 年 5 月 31 日 調製)

摘 要	金 額
(資 産)	(円)
流 動 資 産	118,224,690
現金及び預金	118,224,690
一般会計	91,809,999
開発行為等同意協力金特別会計	23,666,711
藤田用水管理事業特別会計	2,747,980
未 収 入 金	398,024
未収賦課金	398,024
特 定 資 産	879,035,586
賦課金軽減基金見返預金	200,000,000
備荒基金見返預金	125,082,546
賦課金調整基金見返預金	314,565,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金見返預金	136,174,966
農地転用決済金見返預金	69,358,149
藤田用水整備積立金見返預金	33,854,207
固 定 資 産	150,524,467
土 地	59,265,000
建 物	83,738,513
備 品	7,220,754
出 資 金	300,200
資 産 合 計	1,148,182,767
(負 債)	(円)
長 期 負 債	5,498,517,195
借 入 金	5,498,517,195
そ の 他 負 債	879,035,586
賦課金軽減基金	200,000,000
備 荒 基 金	125,082,546
賦課金調整基金	314,565,718
役員総代退任慰労金・職員退職手当積立金	136,174,966
農地転用決済金	69,358,149
藤田用水整備積立金	33,854,207
負 債 合 計	6,377,552,781

◇ 令和 3 年度土地改良事業実績について

令和 3 年度土地改良事業は下記の各種土地改良事業を、合計 27 地区 事業費 532,665 千円で実施しました。

◎ 農業基盤整備促進事業

(1) 農業用排水施設 1 地区 83,000 千円

地区名	西七区 5 条 2
-----	-----------

◎ 農地耕作条件改善事業

(1) 農業用排水施設 5 地区 220,000 千円

地区名	西七区 3 番、西七区 2 条 1、北七区 13 条、北七区支線 16 号、北七区支線 55 号
-----	--

◎ 小規模土地改良事業

(1) かんがい排水 2 地区 18,665 千円

地区名	西七区 6 号、西七区支線 32 号
-----	--------------------

◎ 非補助土地改良事業

(1) かんがい排水 18 地区 208,700 千円

地区名	錦中 40-1 樋門、錦六区縦 3 樋門、都沖 3 番川樋門、西七区支線 16 号、西七区支線 23 号、西七区支線 39 号、西七区支線 51 号、西七区支線 131 号、北七区支線 2 号、北七区支線 6 号、北七区支線 66 号、北七区支線 75 号、北七区支線 86 号、宗津川沖 3 西樋門、宮下東樋門、宗津東町 3 番川、宗津西町 6 番川、宗津西町 8 番川
-----	--

(2) 維持管理 1 地区 2,300 千円

地区名	藤田用水維持管理 R3
-----	-------------

◇ 事務局主な人事異動

○ 採用 (令和 4 年 6 月 1 日付)

総務課 賦課徴収係 書記補 水田 雄也 (新採用)

○ 配置換 (令和 4 年 10 月 1 日付)

堤防管理事務所 堤防管理係 書記補 水田 雄也 (総務課 賦課徴収係 書記補)

○ 退職 (令和 4 年 9 月 31 日付)

堤防管理事務所 堤防管理係 書記補 吉原 和希

児島湾締切堤防排水樋門の耐震工事に着手しました

現在実施中の国営総合農地防災事業「児島湾沿岸地区」の耐震工事について、令和 4 年度より児島湾締切堤防排水樋門の耐震工事が本格的に始まりました。排水樋門の耐震工事は、大規模地震が発生した場合にゲート操作の機能を損なわないように、①基礎の補強（増杭）、②堰柱の補強（炭素繊維巻立て等）、③ゲート巻上機室架台の補強を実施するものです。

令和 4 年度は、全 7 堰柱のうち 1 堰柱の補強工事を実施中であり、排水樋門の操作に支障を来さないように、令和 5 年度以降も引き続き毎年 1 堰柱ずつ補強工事を実施します。

なお、締切堤防の耐震工事も引き続き実施しております。

皆様には、たいへんご不便・ご迷惑をお掛けしますが、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

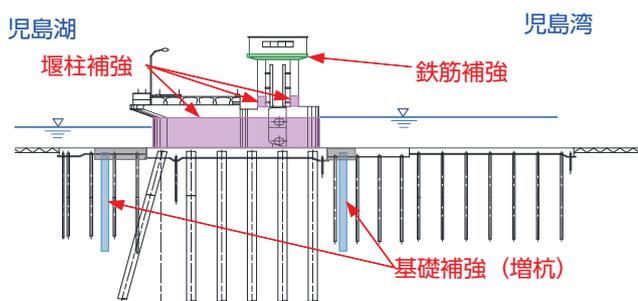
【工事中の全景写真】

児島湾締切堤防排水樋門の耐震工事の全景です。



【補強工事概要図】

堰柱の補強工事の概要図です。



【仮締め切り工状況写真】

堰柱の補強のために必要な仮締め切りを設置した状況です。このあと、仮締め切り（灰色の枠）の内側の水をすべて排水した後、重機や資材等の中に入れ、足場を設置して炭素繊維巻立てにより堰柱を補強します。

【基礎の補強（増杭）状況写真】

基礎の補強のため、増杭を作業船で打設している状況です。



●問い合わせ 中国四国農政局 岡山南土地改良建設事業所 ☎086-236-6240

保有個人データに関する事項の公表等について

個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。
個人情報は適正な手段で取得し、例えば、以下のような情報源から取得します。

組合員資格得喪通知書や納付書送付依頼書など、当改良区にご提出いただく書類

1. 本土地改良区の名称
児島湾土地改良区
2. 利用目的について
 - (1) 本土地改良区が保有する個人情報は、改良区定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用します
 - ・ 農業用排水施設の新設、変更
 - ・ 農業用道路の新設、変更
 - ・ 農用地又は土地改良施設の災害復旧
 - ・ 農用地の改良又は保全のため必要な事業
 - ・ 県有土地改良財産であって、財産譲与を受けた施設の維持管理
 - ・ 淡水湖の水の使用調整
3. 個人情報の保護に関する方針
 - (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います
 - (2) 苦情処理に適切に取り組めます
 - (3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示し、本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるように努めます
 - (4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表するなど、委託処理の透明化を進めます
 - (5) 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又は取得方法を可能な限り具体的に明記します
 - (6) 保有個人データについて本人から請求があった場合には、利用停止に応じます
4. 共同利用に関する事項について
下記に示す利用目的に限り、改良区が保有する個人データを必要に応じ共同利用します。
 - (1) 共同で利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - (2) 共同で利用する者の範囲
岡山県、岡山県土地改良事業団体連合会、関係市町村、農業委員会
 - (3) 利用者の利用目的
国営事業、県営事業、児島湾締切堤防並びに関連揚水機場、パイプライン関連施設の維持管理などの地域振興を図るため
5. 保有個人データの開示等を求める場合の手続き、手数料について
 - (1) 保有個人データの開示等を求める時の手続き
下記に示す開示等を求める場合には、開示請求書類の提出をお願い致します。
開示等の請求：保有個人データの利用目的の通知、利用の停止又は消去、データの開示、内容訂正・追加・削除、第三者への提供の求め
 - (2) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データ開示の求めについては、必要に応じて手数料をご負担いただく場合があります。手数料や苦情等個人情報の取り扱いにつきましては下記窓口へお問い合わせください。
児島湾土地改良区 総務課 262-0175 又は 262-3919
6. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
児島湾土地改良区個人情報管理（責任）者 総務課長

児島湾締切堤防について (管理及び通行に関する協定書締結まで①)

前号では、第 2 次無料開放運動の勃発から終結および児島湖堤防利用株式会社設立までについて掲載しました。今号は、下記表 1 「児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結」までの流れにおける、児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足などについて掲載します。

表 1 児島湾締切堤防無料通行までの主な出来事

西 暦	年 代	主 な 出 来 事
1959年	昭和34年	児島湖交通産業株式会社創立
〃	〃	第 1 次無料開放運動（岡山市民運動）が起こる
1961年	昭和36年	児島湾締切堤防他目的使用協議会発足
〃	〃	締切堤防を有料道路として料金徴収開始（10/1 堤防開通式）
1962年	昭和37年	締切堤防竣工
1963年	昭和38年	第 7 区工事竣工（児島湾七区干拓）
1964年	昭和39年	第 2 次無料開放運動（小串・甲浦地区一部住民による）起こる
〃	〃	締切堤防維持管理の監督行政について岡山行政監察局が勧告
〃	〃	農家総決起集会を開催し、無料開放デモを阻止
1965年	昭和40年	児島湖堤防利用株式会社設立
〃	〃	上記新会社による新交通料金での事業開始
1973年	昭和48年	児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足
〃	〃	県議会で無料開放についての意見書採択決議提出
1974年	昭和49年	児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結
〃	〃	児島湾締切堤防の通行料廃止に伴い、無料通行開始

～国の児島湾締切堤防問題処理基本方針提示～

県市民の関心が高い締切堤防の無料開放については、昭和40年に新会社である児島湖堤防利用株式会社を設立し、事業を新交通料金で開始してから無料解放運動は一旦終結し、しばらくは現状のまま時が過ぎていきました。

しかし昭和48年8月24日、突如として中国四国農政局から無料開放に向けて、「児島湾締切堤防問題処理の基本方針」が示されました。この主な内容とは、「堤防の管理は県で行う」「県移管に伴う補償は行わない」というものでした。しかし、県への移管に伴い「締切堤防建設と維持管理において物心両面にわたり尽力した農民の権益と利益に対する補償はしない」という点は、児島湾土地改良区にとって全く受け入れがたい内容でした。

～国の基本方針に対する当改良区の措置～

国の基本方針が示された後の、児島湾土地改良区の動きは以下のとおりです。

- ◎翌8月25日午前中に緊急総務委員会、午後には緊急理事会を開き、国の基本方針は認めることができないこと、農民の全力をあげて堤防の権益を守ることを決定。抗議書・陳情書を作成。
- ◎8月26日、締切堤防対策小委員会を開き同様議決。
- ◎8月27日、総代会議長ほか4名が上京し、関係衆参両院議員をはじめ、総理大臣・行政庁長官・農林省政務次官などに対し農民の立場を訴え陳情したところ、好感をもって理解を得られる。
- ◎8月28日午前中に再び緊急理事会を開き、理事による抗議書によって中国四国農政局長に対し、改良区に何の話し合いもなく決定された基本方針と、農民の権益と利益を無視した方法内容を認めることはできないと抗議をし、午後、県議会農林委員会並びに岡山行政監察局長に対して要望と陳情を行う。
- ◎8月29日、県議会地域振興調査特別委員会並びに県議会議長へ、理事による陳情を行う。
- ◎8月30日、県知事および県農林部長、県議会農林委員会並びに各党県本部へ理事による陳情を行う。

このように、あらゆる方法をもって、短期間の内に手を打ったのでした。

～児島湾締切堤防無料開放対策委員会発足～

昭和48年9月1日の第一回臨時総代会において、無料開放問題に対処するため、理事8名・締切堤防対策小委員会5名・他目的審議会2名計15名をもって児島湾締切堤防無料開放対策委員会を結成し、問題解決のため専門的に研究対処していくことになりました。活動状況としては、発足以来無料開放まで1年間に17回も精力的に開き対策を審議しました。

～総代会での決議について～

無料開放実現まで一年余りの間、昭和48年度に2回、昭和49年度には3回と、計5回にわたり総代会が開かれ、慎重に審議を行いました。

昭和48年9月1日に開催された昭和48年度第一回臨時総代会では「岡山県の締切堤防管理による無料開放について原則的には賛意を表するものであるが、国の基本方針において、農民の努力による約束・実績・功績に対する償いがなされない処理については絶対に受諾できない」旨の宣言決議が満場一致でなされました。

昭和49年6月9日に開催された昭和49年度第一回臨時総代会では、無料開放問題の大詰めにあたり、築堤の精神から無料開放に至る経過と現状、調印まで、さらに今後将来に向けての心構えについての大綱が、理事長から説明されました。

さらに5月30日に行われた県知事との会談で知事の基本意向により、岡山県・岡山市・玉野市が農民負担軽減基金を改良区に対して交付することや、管理費を国・県・市町村が負担し農民負担の軽減を確約すること、締切堤防は県管理とし児島湖の利水については従前どおりこれを認めることで合意をみた覚書の内容が示されました。これによって、今後の交渉において「農民の負担が軽減されるように特に努力をしてもらいたい」との強い総代の要望が了承され、満場一致をもって、この無料開放に対する覚書合意の方向決議がなされました。



図1 総代会における提案主旨説明の様子

次回は、児島湾締切堤防等の管理及び通行に関する協定書締結までの流れについて、続きを掲載する予定です。

参考文献：児島湖発達史 児島湾土地改良区保管写真

◇ 訃報 日笠理事（第 5 区被選挙区）

本土地改良区役員（被選挙区第 5 区）理事 日笠 享氏が、令和 4 年 7 月 18 日に逝去されました。故・日笠氏におかれましては、平成 12 年 12 月 21 日付で理事に就任され、土地改良事業の推進など改良区運営において多大な尽力を賜りました。これまでの功績に深く感謝するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

◇ 役員（理事）の欠員に伴う補欠選挙結果

本土地改良区第 5 区被選挙区において欠員となっていた理事の補欠選挙が、役員選挙規程 第 28 条の規定に基づき、令和 4 年 10 月 13 日開催の第 1 回臨時総代会において執行され、新理事が無投票で次のとおり選出されました。

《第 5 区（倉敷市藤戸町藤戸及び天城地区・岡山市南区植松地区）近 藤 豊 氏》

なお、選出された役員の任期は、令和 4 年 10 月 21 日から令和 6 年 4 月 15 日までです。

※ゴミの投棄をなくしましょう。
＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、各地区の排水機場に大量に集まっています。さらに、タイヤ



児島湖から流れついたゴミ状況

や家電製品等の粗大ゴミも水路等に不法に投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、我々一人一人がゴミ投棄撲滅の意識を更に高めていくことが、最善の策と思われます。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきましょう。

児島湾土地改良区からのお願いです。

◇地区及び組合員の状況（令和 3 年度末）

令和 4 年 5 月 31 日 調製

	属 地 に よ る 区 分	R 3 年 度 末 地 積	R 3 年 度 末 組 合 員 数
第 1 区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝）	2,669,169㎡	344人
第 2 区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,419,506	372
第 3 区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,916,980	491
第 4 区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,102,150	317
第 5 区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,214,006	312
第 6 区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,277,188	503
第 7 区	岡山市南区（中畦）	3,631,113	256
第 8 区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,900,309	310
第 9 区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	4,727,615	304
第 10 区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	2,240,939	199
第 11 区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	6,533,019	418
	計	43,631,994㎡	3,826人

◇令和 3 年度農地転用状況

岡山市南区	115件	46,522.81㎡
倉敷市	1件	456㎡
玉野市	0件	0㎡
	116件	46,978.81㎡

児島湾土地改良区は 創立 70 周年を迎えました

児島湾土地改良区は令和 4 年 5 月 17 日に創立 70 周年を迎えました。

長きにわたり改良区運営が存続できましたのも、ひとえに組合員の皆様によるご支援のたまものであると深く感謝しております。これからも役職員一同、組合員の皆様のため努力を重ねてまいります。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

◎ 組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 43 条）

- ・ 相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・ 農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・ 氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

◆ 農地の異動・売買について

農地の異動・売買を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買を行うようご注意ください。

（土地改良法第 42 条第 1 項）

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 4 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 4 年度

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.07 円	1 m ² あたり 10 円	1 筆あたり 1,500 円

区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
藤 田 都 六 区	1 m ² あたり パイプライン 16.58 円	藤 田 都 ・ 大 曲	1 m ² あたり パイプライン 26.29 円	藤 田 錦 六 区	1 m ² あたり パイプライン 30.02 円	藤 田 錦	1 m ² あたり パイプライン 35.06 円

なお、藤田都六区地区、藤田都・大曲地区（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買取または寄付した場合

公共事業用地として買取・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買取交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)